



熊本県公報

第13439号
令和7年(2025年)
6月6日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県新総合財務会計システム用サーバ等の賃貸借に係る一般競争入札の参加資格等…………… (会計課) 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3
- 熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項…………… (団体支援課) 3
- 指定自立支援医療機関の変更…………… (障がい者支援課) 4
- 指定自立支援医療機関の指定…………… (") 4
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 4
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 5
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (") 6
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 6
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (") 8
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 8
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 8
- 熊本県阿蘇みんなの森の区域の一部改正…………… (森林保全課) 9
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 10
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 10
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (") 11
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 11
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 13
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 14
- 熊本県新総合財務会計システム用サーバ等の賃貸借に係る一般競争入札の実施…………… (会計課) 14
- 令和7年度家畜人工授精に関する講習会の実施…………… (畜産課) 17
- 公共測量の実施…………… (監理課) 18
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 18
- 県営小島地区土地改良事業(区画整理)施行に係る換地計画書の縦覧…………… (農地整備課) 18
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (農村計画課) 18
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (") 19
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (") 19

告 示

熊本県告示第460号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年(2025年)6月6日

熊本県知事 木村 敬

- 1 競争入札に付する事項
熊本県新総合財務会計システム用サーバ等の賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されており、かつ、業種が「リース・レンタル(OA機器類)」に登録されているものであること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定める

ところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和7年（2025年）6月19日（木）午後5時までとする。
ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年（2028年）3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年（2027年）9月1日から令和9年（2027年）10月31日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和7年（2025年）6月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年（2025年）6月6日

熊本県知事 木村敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	二見田浦線	八代市二見洲口町字トヤノ脇 907番4地先から	前	1.8 ～ 9.1	377.8	活力創出基盤交付金
		同所 871番2地先まで	後	18.7 ～ 41.6		

2 区域を変更する期日 令和7年（2025年）6月6日

熊本県告示第462号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和7年（2025年）6月6日

熊本県知事 木村敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人きらきら	サポートハウスきらきら 短期入所事業所	玉名郡南関町関町355番地	令和7年（2025年）6月1日	短期入所生活介護

熊本県告示第463号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和7年(2025年)6月6日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人きらきら	サポートハウス きらきら 短期 入所事業所	玉名郡南関町関 町355番地	令和7年 (2025 年)6月1 日	介護予防短期 入所生活介護

熊本県告示第464号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和7年(2025年)6月6日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
湧上クリニック 通所リハビリテーション 水俣市塩浜町2番47号	医療法人すえひろ会 水俣市塩浜町2番19号 湧上 徹郎	指定自立訓練(機能訓練)	令和7年(2025年)6月1日

熊本県告示第465号

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

令和7年6月6日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項(平成24年熊本県告示第694号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び令和2年7月豪雨被害対策農業資金金融通措置要項第2に規定する令和2年7月豪雨被害対策農業資金」を「、令和2年7月豪雨被害対策農業資金金融通措置要項第2に規定する令和2年7月豪雨被害対策農業資金及び熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金事務取扱要領第2条に規定する酪農・肉用牛担い手緊急支援資金」に改める。

第3条第1項及び第4条第3項中「及び畜産経営体質強化支援資金」を「、畜産経営体質強化支援資金及び酪農・肉用牛担い手緊急支援資金」に改める。

第9条第2項中「及び令和2年7月豪雨被害対策農業資金金融通措置要項」を「、令和2年7月豪雨被害対策農業資金金融通措置要項及び熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金事務取扱要領」に改める。

別表第1を次のように改める。
別表第1 (第2条、第3条関係)

資金の種類	利子補給率
1 大家畜・養豚特別支援資金	熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領第5条第1項の算式Aにより算定された割合
2 平成28年熊本地震被害対策資金	平成28年熊本地震被害対策農業資金金融通措置要項別表1(1)及び別表1(2)の市町村利子補給等率の欄に定める率
3 畜産経営体質強化支援資金	熊本県畜産経営体質強化支援資金事務取扱要領第5条第1項の算式Aにより算定された割合
4 熊本県家畜疾病対策経営安定資金	熊本県家畜疾病対策経営安定資金金融通措置要項別表2のA欄に定める率
5 平成29年台風被害対策資金	平成29年台風被害対策農業資金金融通措置要項別表1(1)及び別表1(2)の市町村利子補給等率の欄に定める率
6 新型コロナウイルス対策農業経営安	新型コロナウイルス対策農業経営安定資金

定資金	融通措置要項別表1の市町村利子補給等率の欄に定める率
7 令和2年7月豪雨被害対策農業資金	令和2年7月豪雨被害対策農業資金融通措置要項別表の市町村利子補給等率の欄に定める率
8 酪農・肉用牛担い手緊急支援資金	熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金事務取扱要領第5条第1項の算式Aにより算定された割合

附 則
この要項は、令和7年6月6日から施行する。

熊本県告示第466号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和7年（2025年）6月6日

熊本県知事 木 村 敬

（精神通院医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーションSUMUTOCODE	医療機関の所在地変更	上益城郡山都町大平278番地1	上益城郡山都町城平340番地1	令和7年（2025年）3月25日
訪問看護ステーション元気な家	医療機関の名称変更	訪問看護ステーションすずらん	訪問看護ステーション元気な家	令和7年（2025年）4月1日
訪問看護ステーションCOCHILINK	医療機関の所在地変更	菊池郡菊陽町光の森3丁目6-15	菊池郡菊陽町光の森1丁目16-5-402	令和7年（2025年）4月1日

熊本県告示第467号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和7年（2025年）6月6日

熊本県知事 木 村 敬

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
瀬戸薬局 山浦店 荒尾市増永字山浦2557番地1	令和7年（2025年）5月1日
御船中央薬局 上益城郡御船町御船1071番地2	令和7年（2025年）5月1日
有限会社ミュキ薬局 インター店 人吉市鬼木町745番地4号	令和7年（2025年）5月1日
有限会社ココ薬局 人吉市南泉田町75番地5	令和7年（2025年）5月1日
株式会社AQUA あまくさ薬局 天草市本渡町広瀬5番地123	令和7年（2025年）5月1日
セントケア訪問看護ステーション八代 八代市鏡町下有佐189番地1	令和7年（2025年）5月1日
荒尾介護システム訪問看護ステーション 荒尾市大平町三丁目4番	令和7年（2025年）5月1日

熊本県告示第468号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号)第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和7年(2025年)6月6日

熊本県知事 木 村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桃の木1	阿蘇市一の宮町萩の草	別図1のとおり	土石流
下萩の草1	阿蘇市一の宮町萩の草	別図2のとおり	土石流
下萩の草2	阿蘇市一の宮町萩の草	別図3のとおり	土石流
深葉1	阿蘇市西湯浦	別図4のとおり	土石流
二本松1	阿蘇市西湯浦	別図5のとおり	土石流
二本松4	阿蘇市西湯浦	別図6のとおり	土石流
坂ノ上1	阿蘇市波野小地野	別図7のとおり	土石流
坂ノ上2	阿蘇市波野小地野	別図8のとおり	土石流
四里塚2	阿蘇市波野小地野	別図9のとおり	土石流
笹倉1	阿蘇市波野小地野	別図10のとおり	土石流

(別図1から別図10までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第469号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年(2025年)6月6日

熊本県知事 木 村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
合戦群1	阿蘇市一の宮町萩の草	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
合戦群2	阿蘇市一の宮町萩の草	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
深葉2	阿蘇市西湯浦	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
二本松2	阿蘇市西湯浦	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり

二本松3	阿蘇市西湯浦	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
深葉3	阿蘇市西湯浦	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
四里塚1	阿蘇市波野小地野	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
辻1	阿蘇市波野小地野	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
辻2	阿蘇市波野小地野	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
桃の木B	阿蘇市一の宮町萩の草	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
芳ヶ字土A	阿蘇市一の宮町萩の草	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
芳ヶ字土B	阿蘇市一の宮町萩の草	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
茗ヶ原B	阿蘇市山田	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
深葉B	阿蘇市西湯浦	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
笹倉A	阿蘇市波野小地野	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
笹倉B	阿蘇市波野小地野	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
笹倉C	阿蘇市波野小地野	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
笹倉D	阿蘇市波野小地野	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

(別図1から別図18までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第470号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）6月6日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
車帰川4	阿蘇市車帰	別図1のとおり	土石流
車帰川5	阿蘇市車帰	別図2のとおり	土石流

(別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第471号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年(2025年)6月6日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上の小屋川7	阿蘇市三久保 阿蘇市狩尾	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
酌的石川4	阿蘇市跡ヶ瀬 阿蘇市的石	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
小里川1	阿蘇市小里	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
川嶋川1	阿蘇市山田	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
東黒川1	阿蘇市黒川	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
中萩の草3	阿蘇市一の宮町萩の草	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
中萩の草4	阿蘇市一の宮町萩の草	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
上萩の草3	阿蘇市一の宮町萩の草	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
宮の後	阿蘇市一の宮町手野	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
宮の前	阿蘇市一の宮町手野	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
平井1	阿蘇市一の宮町手野	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
中園	阿蘇市一の宮町手野	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
中園1	阿蘇市一の宮町手野	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
北湯の口	阿蘇市一の宮町手野	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
西湯浦牧野1	阿蘇市西湯浦	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
山田東部牧場	阿蘇市山田	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
西湯浦牧野2	阿蘇市西湯浦	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
原の上	阿蘇市湯浦	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
居屋敷	阿蘇市南宮原	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
江下	阿蘇市小倉	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
尾曲	阿蘇市山田	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり

四ツ江	阿蘇市狩尾	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
乙東北塚	阿蘇市黒川	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり

(別図1から別図23までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第472号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）6月6日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下切川1	高森町下切	別図のとおり	土石流

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第473号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）6月6日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下切川2	高森町下切	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
小津留2	高森町野尻	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第474号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）6月6日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中玉田	西原村布田	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

風当1	西原村小森	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
風当2	西原村小森	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
大峯	西原村宮山	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
出ノ口鶴1	西原村宮山	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
秋田原2	西原村河原	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
市川原1	西原村河原	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
奈良山	西原村宮山	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
谷頭1	西原村河原	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
谷頭2	西原村河原	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
灰床1	西原村河原	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
灰床2	西原村河原	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
大野	西原村河原	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
若水	西原村河原	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
出ノ口鶴2	西原村宮山	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
広瀬	西原村宮山	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
秋田原1	西原村河原	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
市川原2	西原村河原	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
谷頭3	西原村河原	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
谷頭4	西原村河原	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり

(別図1から別図20までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第475号

昭和61年熊本県告示第260号の7(熊本県阿蘇みんなの森の区域)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和7年(2025年)6月6日

熊本県知事 木村 敬

「阿蘇市蔵原字高塚1592番1、1592番3、1592番4、1594番2、1594番3、1594番4、1594番5、1594番6及び1594番7、字東岩狩1215番7並びに字下大久保1401番8」を「阿蘇市蔵原字高塚1592番1、1592番3、1592番4、1594番2、1594番3、1594番4、1594番5、1594番6及び1594番7」に改める。

熊本県告示第476号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）6月6日

熊本県知事 木 村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上色見川G2	高森町上色見	別図のとおり	土石流

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第477号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）6月6日

熊本県知事 木 村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
前原川A	高森町上色見	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
大堀谷川A	高森町上色見	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
大堀谷川B	高森町上色見	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
小七河原川A	高森町上色見	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
小七河原川B	高森町上色見	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
上色見川A	高森町上色見	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
上色見川B	高森町上色見	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
上色見川C	高森町上色見	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
上色見川D	高森町上色見	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
上色見川E	高森町上色見	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
上色見川F	高森町上色見	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
上色見川G	高森町上色見	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
上色見川H	高森町上色見	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり

上色見川I	高森町上色見	別図14のとおり	土石流	別図14のとおり
洗川A	高森町上色見	別図15のとおり	土石流	別図15のとおり
大村川A	高森町上色見	別図16のとおり	土石流	別図16のとおり
上色見川C2	高森町上色見	別図17のとおり	土石流	別図17のとおり
上色見川D2	高森町上色見	別図18のとおり	土石流	別図18のとおり
当尾野	高森町河原	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
黒岩A	高森町河原	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
黒岩B	高森町河原	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
市野尾A	高森町河原	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
市野尾B	高森町河原	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
市野尾C	高森町河原	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
河原A	高森町河原	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
河原B	高森町河原	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり

(別図1から別図26までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第478号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）6月6日

熊本県知事 木村敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上色見川2	高森町上色見	別図1のとおり	土石流
上玉来川	高森町河原	別図2のとおり	土石流
大畑	高森町尾下	別図3のとおり	土石流

(別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第479号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年(2025年)6月6日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上色見川1	高森町上色見	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
百刈	高森町尾下	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
高森川3	高森町高森	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
河原C	高森町河原	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
河原D	高森町河原	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
味鳥A	高森町河原	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
味鳥B	高森町河原	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
味鳥C	高森町河原	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
味鳥D	高森町河原	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
洗川	高森町上色見	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
大道A	高森町河原	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
牧戸A	高森町尾下	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
牧戸B	高森町尾下	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
牧戸C	高森町尾下	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
久保A	高森町尾下	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
下山	高森町尾下	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
永野A	高森町津留	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
永野B	高森町津留	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
永野C	高森町津留	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
山鳥	高森町色見	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
井上	高森町色見	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり

戸狩	高森町色見	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
中園	高森町色見	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
峰宿A	高森町中	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
峰宿B	高森町中	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
大畑A	高森町尾下	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
大畑B	高森町尾下	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり

(別図1から別図27までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第480号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）6月6日

熊本県知事 木村敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
引地1	阿蘇市波野小園	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
引地2	阿蘇市波野小園	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
豆札	阿蘇市波野小園	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
松崎	阿蘇市波野小園	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
長畑	阿蘇市波野新波野	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
兵曾久保	阿蘇市波野波野	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
中大道	阿蘇市波野波野	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
大道日向	阿蘇市波野波野	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
釜廻	阿蘇市波野波野	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
浦久牛野	阿蘇市波野赤仁田	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
柿川	阿蘇市波野小園	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
滝水久保	阿蘇市波野滝水	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり

村ノ本	阿蘇市波野新波野	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
遊雀日向	阿蘇市波野波野	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり

(別図1から別図14までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第358号

八代市に事務所を置く八代平野土地改良区連合理事長坂田孝志から令和7年(2025年)5月19日付けで申請のあった定款の変更については、令和7年(2025年)5月27日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和7年(2025年)6月6日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県公告第359号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)6月6日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
熊本県新総合財務会計システム用サーバ等の賃貸借
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県出納局会計課システム開発班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
- (4) 借入物品の規格・品質等
熊本県新総合財務会計システム用サーバ等の調達に係る要求仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (5) 契約期間及び借入期間
契約期間: 契約締結の日から令和13年(2031年)9月30日(火)まで
借入期間: 令和8年(2026年)10月1日(木)から令和13年(2031年)9月30日(火)まで
- (6) 納入場所
仕様書のとおりとする。
- (7) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
入札金額は、賃借料(保守料込み)1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月、賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるとときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
 次の(1)から(5)まで定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録されている者であること。
 なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加する前に登録内容の変更がある場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアの間（競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間）の受付期間
 公告の日から令和7年（2025年）6月19日（木）午後5時まで
 イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
 エ 提出方法
 イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 別紙「機能等証明書について」で示す機能等証明願に納入しようとする物品の仕様を示す書類を添付し、令和7年（2025年）6月27日（金）午後5時までに、1(2)の発注・契約担当部局へ提出し、審査を受け、要求仕様書の内容を満たすことの証明（「機能等証明書」による。）を受けた者であること。
- 3 入札参加のための確認申請
 (1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
 ア 競争入札参加資格確認申請書
 イ 機能等証明書
 (2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類は、(1)イに掲げる容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
 なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
 (3) 提出期間
 公告の日から令和7年（2025年）7月9日（水）午後3時まで
 (4) 提出先
 1(3)の入札担当部局
 (5) 確認結果の通知
 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
 (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
 1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）7月9日（水）午後3時まで受け付ける。
 (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
 入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）7月24日（木）まで行う。
 (3) 入札の方法
 ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年(2025年)7月23日(水)午後3時まで電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和7年(2025年)7月24日(木)午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、着郵送により提出を行うときは、令和7年(2025年)7月23日(水)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付すること。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時まで再入札を行うこと。及び書面により入札書をななお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出とは4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(3)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(令和元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、参入しない。)を経過した日

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、参入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（60月）を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)の申出期限
 イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
 熊本県出納局会計課システム開発班（熊本県庁行政棟本館2階）
 電話番号 096-333-2573
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 電話番号 096-333-2581
- ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。
 熊本県出納局管理調達課調達班
 電話番号 096-333-2580
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付期間
 午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Consignment
 A set of servers and other supplies for
 " New comprehensive financial accounting system "
- (2) Date and Place for tender
 Date: 10:00 a.m. July 24, 2025
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Procurement Division
 (2th Floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Accounting Division System
 development team
 Kumamoto Prefectural Government
 (2th floor of Prefectural Government Main Building)
 6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 Phone:096-333-2573
- (4) Other
 Langage: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県公告第360号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による家畜人工授精に関する講習会を実施するため、熊本県家畜改良増殖法施行細則（昭和26年熊本県規則第17号）第4条第2項の規定により公告する。

令和7年（2025年）6月6日

熊本県知事 木村 敬

- 1 講習会の対象家畜
 牛
- 2 講習会の対象者
 (1) 熊本県立農業大学の2年次学生 15人程度
 (2) 家畜人工授精業務に従事しようとする者 10人程度
- 3 講習会の開催期間

- (1) 熊本県立農業大学校生
令和7年(2025年)7月24日(木)から8月8日(金)まで
- (2) 一般受講生
令和7年(2025年)7月24日(木)から8月27日(水)まで
- 4 講習会の場所
熊本県立農業大学校及び熊本県農業研究センター草地畜産研究所
- 5 その他
国内における家畜伝染病発生状況等やむを得ない理由により講習会を延期し又は実施しない場合がある。

熊本県公告第361号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により農林水産省九州農政局八代海岸保全事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年(2025年)6月6日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(堤防動態観測(3級水準測量))	令和7年(2025年)6月2日から 令和8年(2026年)3月23日まで	熊本県八代市郡築六番町 ～郡築十二番町及び昭和 同仁町地内

熊本県公告第362号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)6月6日

熊本県知事 木村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字新町1523番4及び同1524番
840.95平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区長嶺南五丁目1番40号
有限会社ハウジングサポート

熊本県公告第363号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営小島地区土地改良事業(区画整理)施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和7年(2025年)6月6日

熊本県知事 木村 敬

- 1 縦覧の期間 令和7年(2025年)6月9日から
令和7年(2025年)7月4日まで
- 2 縦覧の場所 熊本市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第364号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営第六阿蘇地区土地改良事業(農業用排水施設)の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和7年(2025年)6月6日

熊本県知事 木村 敬

- 1 縦覧に供する書類の名称

- 県営第六阿蘇地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和7年（2025年）6月9日から令和7年（2025年）7月4日まで
 - 3 縦覧場所
阿蘇市役所
-

熊本県公告第365号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営第六阿蘇地区土地改良事業（暗渠排水）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
令和7年（2025年）6月6日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営第六阿蘇地区土地改良事業（暗渠排水）計画書の写し
 - 2 縦覧期間
令和7年（2025年）6月9日から令和7年（2025年）7月4日まで
 - 3 縦覧場所
阿蘇市役所
-

熊本県公告第366号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営第六阿蘇地区土地改良事業（客土）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
令和7年（2025年）6月6日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営第六阿蘇地区土地改良事業（客土）計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和7年（2025年）6月9日から令和7年（2025年）7月4日まで
- 3 縦覧場所
阿蘇市役所